

地域福祉計画は、障がい・高齢・児童といった福祉分野、保健分野に加え、人権・防災等生活に関わる様々な分野に地域という視点から横ぐしをさし、様々な施策が連携し、属性に関わらずすべての人の地域生活を支えることを目指すものである。

本市においては、各区の地域福祉計画と大阪市地域福祉基本計画とが一体で地域福祉計画として位置づけられている。

各区において策定されている地域福祉計画は、各区の実情に応じ、特色ある、ニア・イズ・ベターの取組を進めていくうえで非常に重要な計画であると考えます。

各区の地域福祉計画の策定にあたって、現下の状況を踏まえ、指針を作成したので、地域福祉計画策定の際はご留意いただきたい。

令和4年3月22日

区長会議 福祉・健康部会

### 各区の地域福祉計画策定に係る指針

#### 策定プロセスについて

地域福祉推進の主役は、住民や地域で活動する様々な主体である。

計画策定にあたっては、住民、地域団体や区社会福祉協議会等の意見を丁寧に聴き、計画に反映していくなど、地域と行政が一体となって地域福祉計画を策定することができるよう十分配慮いただきたい。

#### 評価について

策定した計画については、その運用状況を評価し、改善すべきところは改善し取組の見直しや次期計画の策定につなげていく必要がある。

評価についても、各区の特性や実情に応じた視点で行うことが必要であるが、内部評価だけでなく、地域や外部団体の意見も受けるなど積極的な外部評価の実施もご留意いただきたい。

#### 地域福祉計画の期間について

現在の各区の計画期間はその実情に応じ様々である。

社会状況が目まぐるしく変わる現代において、時代のニーズに合わせた対応をしていく必要があり、国は地域福祉計画の期間は概ね5年とし、3年で見直すことが適当との

考え方を示している。

区長がマネジメントを十分発揮し、地域福祉を推進していくためには、区長の任期(4年)以上の期間とすることは、区長が当該区で計画策定に関わる機会が相当限定されることから、計画期間については3年が妥当と考えられる。

4年以上の期間とする場合には、例えば中間年で必要な見直しや改定を行う旨を計画策定の際に予め定めておくほか、対応が必要な状況が生じた際は、計画を改定せずとも必要な取組を実施するなど、地域福祉の推進が滞りなく進められるよう対応されたい。